

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

八幡浜市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県八幡浜市

3 地域再生計画の区域

愛媛県八幡浜市の全域

4 地域再生計画の目標

八幡浜市の人口は、1950 年の 72,882 人をピークに、2015 年国勢調査では 34,951 人まで減少している。近年は、若者世代の市外への流出や出生数の低下等により、毎年 600～700 人のペースで人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045 年には総人口は 16,773 人となり、2015 年比で半数以下となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口推移をみると、年少人口（15 歳未満）は、1950 年以降、減少し続けており、特に 1960 年から 1970 年の減少率が高い。また、1990 年から 2015 年までの 25 年間の減少率は 61.5%であり、愛媛県の 39.7%と比較しても、近年の八幡浜市における年少人口の減少が特に大きいことが分かる。生産年齢人口（15 歳～64 歳）についても、1965 年以降、減少し続けており、特に 1990 年頃から減少率が高くなっている。生産年齢人口の減少は、地域経済に及ぼす影響が大きいと推測されるところであり、八幡浜市では、総人口の減少率より生産年齢人口の減少率が高い傾向がみられることから、厳しい状況といえる。老年人口（65 歳以上）は、一貫して増加しているが、2000 年頃からその増加率が若干緩やかになっており、ピークを迎えつつある状況が伺える。ただし、医療・介護の必要性が高まる 75 歳以上の高齢者数が増加傾向にあるため、地域で高齢者を支える体制の整備が不可欠となっている。また、総人口と年齢 3 区分別人口について、1990 年から 2015 年までの 25 年間の増減率を県内他市と比較すると、八幡浜市は、総人口・年少人口・生産年齢

人口の減少率が県内 11 市の中で最も高くなっている。

自然増減については、1990 年までは出生数が死亡数を上回る自然増であったが、1991 年以降、死亡数が出生数を上回る自然減となっており、2019 年では、出生数 165 人に対して、死亡数 574 人と 409 人の自然減となっている。なお、合計特殊出生率については、全国では 2005 年の 1.26 を境に上昇に転じ、また、愛媛県では、2004 年の 1.33 を境に上昇に転じた。各市町の状況について、人口動態調査による 5 年毎のデータ及び愛媛県「合計特殊出生率地域別レポート」によると、八幡浜市及び近隣市町は概ね 2003～2007 年に最も低い、いずれも全国及び愛媛県よりは高い状況である。八幡浜市は、近隣市町の中では低くなっているが、2003 年～2007 年頃と比較すると上昇しており、年による変動はあるものの回復基調にあり、2015 年に 1.58 となっている。

社会増減に関しては、2000 年頃から年間 200～400 人の社会減で推移していたが、2019 年は、転入者 810 人に対し、転出者 1,002 人と 192 人の社会減となっており、減少幅が縮小している。年齢階級別の人口移動をみると、最も大幅な転出超過になっている年齢階級は、男女とも、「15～19 歳から 20～24 歳になるとき」であり、次いで「10～14 歳から 15～19 歳になるとき」となっており、長年この傾向が続いている。これは、就職や大学等への進学に伴う転出の影響が考えられる。なお、「15～19 歳から 20～24 歳になるとき」の転出超過は近年縮小傾向にある。特に、男性の縮小傾向は顕著であり、2015 年の転出超過数（△361 人）は 1990 年（△982 人：近年の最大値）の 36.7%になっている。一方で、女性の縮小傾向は男性よりも緩やかであり、2015 年の転出超過数（△413 人）は 1995 年（△696 人：近年の最大値）の 59.3%にとどまっている。

人口減少の要因としては、進学や就職を機に若者世代が市外へ転出することに伴う社会減に加え、未婚化、晩婚化の進行による出生数の減少、また、出産世代である若年女性が減少していることが影響していると考えられる。2015 年国勢調査では、本市の総人口に対する 20 歳から 39 歳の女性比率は、6.9%と愛媛県内 11 市の中で最も低い状況である。

このような状況が続くと、いびつな人口構成になるほか、人口減少や少子高齢化に伴う労働力の減少とそれに伴う地域経済の縮小、行政サービスの低下、地域コミュニティの機能低下など、持続可能な自治体経営が困難となるため、いかに定住人

口の増加を図り、人口減少に歯止めをかけるかが課題となっている。

これらの課題に対応するため、本計画期間中、次に掲げる基本目標の下、本市のまち・ひと・しごとの創生に向けた取り組みを推進する。

- ・基本目標 1 強い産業をつくり、しごとを維持・創出する
- ・基本目標 2 市の知名度を向上させ、移住者・観光客・ファンを増やす
- ・基本目標 3 出会いの場をつくり、子どもを産み育てやすい環境をつくる
- ・基本目標 4 快適で便利、安全で安心な生活環境を整備する

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	市内総生産額	1,237億円	1,250億円	基本目標 1
	一人当たり市民所得	2,451千円	2,800千円	
	就業者数	17,057人	16,000人	
イ	人口の社会増減	△325人	△160人	基本目標 2
	観光入込客数	1,765,137人	1,854,000人	
	ふるさと納税寄附件数及び 寄附金額	39,033件 5.1億円	65,000件 8.0億円	
ウ	婚姻数	94組	100組	基本目標 3
	出生数	172人	180人	
	合計特殊出生率	1.58	1.78	
	子育て支援の満足度	就学前児童 73.5% 小学生児童 53.5%	就学前児童 78.5% 小学生児童 58.5%	
エ	「八幡浜市に住みたい 」と回答した市民の割合	49.7%	60.0%	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

八幡浜市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 強い産業をつくり、しごとを維持・創出する事業

イ 市の知名度を向上させ、移住者・観光客・ファンを増やす事業

ウ 出会いの場をつくり、子どもを産み育てやすい環境をつくる事業

エ 快適で便利、安全で安心な生活環境を整備する事業

② 事業の内容

ア 強い産業をつくり、しごとを維持・創出する事業

みかん産地の維持、農水産物の高付加価値化と生産性向上、水産基地機能の維持、商工業振興による経済循環の促進、雇用の場確保と人材不足の解消等を図る事業

《具体的な事業》

- ・ I ターン就農者支援事業
- ・ みかんアルバイト等空き家修繕補助金
- ・ 漁業新規就業者支援補助金
- ・ 八幡浜魚食文化承継事業
- ・ 空き家等を活用した起業家向け貸しオフィスの設置
- ・ 愛媛やわたはまフードフェア in 台北
- ・ テレワーク環境の整備 等

イ 市の知名度を向上させ、移住者・観光客・ファンを増やす事業

地域特性を踏まえた移住・定住の促進、地域資源を活用した着地型観光の推進、八幡浜ファン獲得に向けたプロモーション強化等を図る事業

《具体的な事業》

- ・首都圏等での各種イベント・移住相談会等でのPR促進事業
- ・子育て・若者向け定住住宅の整備
- ・「八幡浜みなと」を活用した各種イベント
- ・体験型教育旅行（農泊を活用した修学旅行）の誘致・受入
- ・東京やわたはま会 等

ウ 出会いの場をつくり、子どもを産み育てやすい環境をつくる事業

結婚の希望をかなえる環境づくり、安心して出産できる環境づくり、子育てしやすい環境づくり等を図る事業

《具体的な事業》

- ・愛結び事業（会員増加、サポーター確保）
- ・婚活サポート事業補助金
- ・特定不妊治療費助成事業
- ・休日子どもサポート事業費補助金（長期休暇特化型休日学童保育）
- ・ファミリーサポート事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・子ども医療費助成事業 等

エ 快適で便利、安全で安心な生活環境を整備する事業

コンパクトシティの機能充実、地域ぐるみの防災力強化、高齢者や障がい者にやさしい環境整備、地域医療の充実による安心構築、心豊かにする文化・スポーツ・教育の推進、市民が活躍できる舞台づくり、周辺地域における集落機能の維持、多様な連携による魅力創造等を図る事業

《具体的な事業》

- ・八幡浜フェリー埠頭再整備事業
- ・空き家バンク事業
- ・防災行政無線デジタル同報系システム整備事業
- ・高齢者外出支援事業
- ・川の石・日土・松蔭・千丈地区公民館整備
- ・市民提案型まちづくり事業
- ・「愛媛大学地域協働センター南予」との連携による地域課題の調査研究 等

※ なお、詳細は第2期八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

100,000千円（2020年度～2025年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月頃に外部有識者（八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針等を決定する。検証後は速やかに八幡浜市公式ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで